

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目 次

◇選管規則

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部を改正する規則

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程をここに公布する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号。以下「条例」という。)第一条第一項の規定により設置するポスター掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(ポスター掲示場の総数の減少の承認の申請)

第二条 市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)は、条例第二条の規定によるポスター掲示場の総数の減少の承認を得ようとするときは、別記様式による減数承認申請書を鳥取県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)に提出しなければならない。

(ポスター掲示場の設置の方法)

第三条 ポスター掲示場は、当該選挙区のすべての候補者の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第四百三十三条第一項第五号のポスター(以下「ポスター」という。)が一面の掲示板に掲示できるものでなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、一のポスター掲示場としての一体性を確保することができる限度において二面以上の掲示板を用いることができる。

2 ポスター掲示場は、ポスターの掲示期間中の風雨に耐え得る構造のものでなければならない。

3 ポスター掲示場の掲示板には、県委員会があらかじめ指示する数の区画を設けなければならない。この場合において、一の区画は、縦及び横それぞれ四十四センチメートル程度の正方形とし、幅二センチメートル程度の線をもつてそれぞれの区画を明瞭に区分しなければならない。

4 前項の区画には、右端上段から右端下段の順に、順次左へ同様の順の一連番号により、区画番号を表示しておかなければならない。

5 ポスター掲示場には、当該選挙のポスター掲示場である旨及びポスター掲示場又はポスターをき損し、又は破損してはならない旨の注意事項を表示しておかなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、市町村委員会は、ポスター掲示場の設置について県委員会の指示に従わなければならない。

(ポスター掲示場の設置の報告)

第四条 市町村委員会は、法第百四十四条の第二十項において準用する同条第四項の規定によりポスター掲示場の設置場所を告示したときは、その写しを添えて直ちに県委員会に報告しなければならない。

(ポスター掲示場の区画の指定)

第五条 候補者は、ポスター掲示場にポスターを掲示しようとするときは、当該候補者の立候補の届出の順位と同じ区画番号が表示されている掲示板の区画に従わなければならない。ただし、すべての区画について掲示すべき候補者が決定した後において、次条第二項の規定によりポスターが撤去された区画があるときは、県委員会の定めるところにより、その後の届出に係る候補者にこれを掲示させることができる。

2 県委員会は、前項ただし書の規定によりポスター掲示場に掲示すべき区画の区画番号を決定したときは、その旨を候補者及び市町村委員会に通知するものとする。

(ポスター掲示場の管理)

第六条 市町村委員会は、ポスターの掲示期間中、善良な管理者の注意をもつてポスター掲示場を管理しなければならない。

2 市町村委員会は、候補者が候補者であることを辞し、死亡し、立候補の届出を却下され、又は候補者であることを辞したものとみなされるに至つた旨の通知を当該選挙の選挙長から受けたときは、その者の掲示に係るポスターを直ちに撤去しなければならない。

3 市町村委員会は、候補者その指定された区画以外の区画にポスターを掲示していることを知つたときは、速やかに、期限を付して、所定の区画に掲示しなおすよう当該候補者に通知するとともに、その旨を県委員会に報告しなければならない。

4 市町村委員会は、ポスター掲示場の破損等を発見したときは、直ちにこれを補修しなければならない。この場合において、当該補修により新たにポスターを掲示しなおす必要があるときは、速やかに、その旨を当該候補者に通知するとともに、県委員会に報告しなければならない。

(ポスター掲示場の設置することができない場合の報告)

第七条 市町村委員会は、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により掲示場を設置することができないと認めるときは、直ちにその旨を県委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他必要な措置)

第八条 県委員会の委員長は、この規則に定めるものを除くほか、ポスター掲示場におけるポスターの掲示に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の一般選挙から施行する。
(鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の廃止)

2 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程（昭和五十四年一月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）は、廃止する。

別記様式（第2条関係）

ポスター掲示場減数承認申請書

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を下記のとおり減少したいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

選挙管理委員会委員長

氏 名 田

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

記

- 1 ポスター掲示場の法定総数 箇所
- 2 ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
- 3 設置するポスター掲示場の総数 箇所

(別紙)

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数	投票区設置面積	法定の設置面積(A)	増減(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
計							

備考

- 1 「選挙人名簿登録者数」は、定時登録又は選挙時登録が行われた日のうち申請をする日の直前の日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の数によること。
- 2 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二章を削る。

第四条の四第一項中「第四条の二」を「第五条」に改め、第一章の二中同条を第七条とする。

第四条の三第一項中「別記第三号様式の三」を「別記第四号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四条の二第二項中「別記第三号様式の二」を「別記第三号様式」に改め、同条を第五条とする。

第一章の二を第二章とする。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項の検印については、別記第四号様式の二によつて作成した印のいづれか一を用いるものとする。ただし、特別の必要がある場合においては、これらの印を併用し、又は色分けをして用いるものとする。

第十二条第四項を次のように改める。

4 前項の区画には、右端上段から右端下段の順に、順次左へ同様の順の一連番号により、区画番号を表示しておかななければならない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

第四十二条中「令第二百二十一条第二項」を「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第二百二十一条第二項」に改める。

第七十条中「令第二百二十六条の二」を「令第二百二十六条」に改める。

別記第三号様式を削り、別記第三号様式の二中「（第四条の二、第五条

関係）」を「（第五条関係）」に改め、同様式を別記第三号様式とする。別記第三号様式の三を削り、別記第四号様式及び別記第四号様式の二を次のように改める。

第四号様式（第六条関係）

ビラ証紙交付票

表

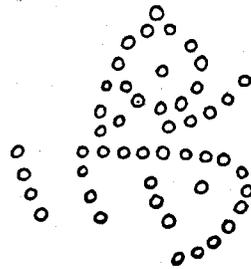
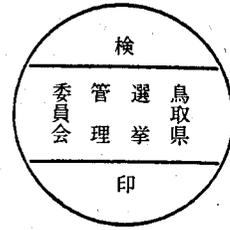
候補者 氏 名	何年何月何日執行何選挙
選挙用ビラ証紙交付票	
鳥取県選挙管理委員会	印

裏

交付日	交付枚数	鳥取県選挙管理委員会
計		枚

第四号様式の二(第八条関係)

検印用の印



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部を改正する規則
鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程(昭和四十二年三月鳥取県
選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(開催町村の指定の通知)」に改め、同条第一項中「第二項第一項」を「第二条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

この規則は、次の一般選挙から施行する。